

(平成24年8月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月21日から同年10月1日まで

年金事務所からの連絡により、A社で勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。私は、同社で昭和33年5月7日から43年3月20日まで継続して勤務しており、申立期間は、同社C営業所D出張所が同社E営業所になった時期に当たる。

調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和34年10月1日に同社C営業所から同社E営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和34年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主から提出された公共職業安定所作成の「失業保険被保険者転出届受理通知書」によると、申立人の転勤年月日は昭和34年9月21日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事

務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

和歌山厚生年金 事案 923 (事案 875 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 61 年 3 月まで

A社で勤務した申立期間の標準報酬月額の記録が、当時の年収に比べて低く記録されている期間と、給与が減額された後も従前と同じ厚生年金保険料が給与から控除されていた期間があることから、以前、第三者委員会に申し立てたが、記録が訂正されなかった。

しかしながら、前回の年金記録の訂正を行わないとする通知には、私が提出した「昭和 61 年度市民税府県民税納税通知書」に関する記載が無い。当該納税通知書における課税総所得金額を基に給与収入額を概算すると、平均月額額は 43 万 2,000 円となり、標準報酬月額（昭和 60 年 1 月から同年 9 月までは 32 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 30 万円）と大きな差がある。また、嘱託社員となった昭和 58 年 2 月以降に給与額は下がった記憶があるが、厚生年金保険料の控除額は下がらなかったもので、再度、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B健康保険組合の基準報酬月額と厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額が一致しており、同被保険者原票にも記録の訂正が行われた事跡が見当たらないこと、ii) A社は、関係書類を保管しておらず、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができないこと、iii) 申立人供述の年収額（700 万円以上）とオンライン記録の標準報酬月額から試算される年収額は、ほぼ一致していること、iv) 申立人同様、59 歳到達年度以降に標準報酬月額が減額されている同僚の記録が複数見受けられること、v) 連絡が取れた同僚からは、申立人が主張する保険料控除の取扱いについて供述を得ることができないこと等

から、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成 24 年 2 月 15 日付けで年金記録の訂正のあつせんは行わないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、前回提出した「昭和 61 年度市民税府県民税納税通知書」の課税総所得金額から給与収入額を概算すると、平均月額 は 43 万 2,000 円となり、当該期間の標準報酬月額（昭和 60 年 1 月から同年 9 月までは 32 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 30 万円）と大きな差があると し、再度、当該納税通知書を検証して、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正 するよう主張しているところ、A 社は申立人の給与額、賞与額及び厚生年金保 険料控除額を確認できる資料を保管しておらず、申立期間当時の住民税課税資 料も C 市に保管されていないことから、当該納税通知書の記載内容だけでは、 申立人の当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することはで きない。

また、申立人から厚生年金保険料控除額を示す新たな関連資料及び周辺事情 の提示は無いものの、嘱託社員となつてからの厚生年金保険料控除額について、 申立人は、下がることがなかったと重ねて主張しているが、当該主張のみでは、 当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ とから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主によ り給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 25 日から同年 11 月 1 日まで
私の A 社での厚生年金保険被保険者期間は、昭和 63 年 8 月 1 日から同年 10 月 25 日までの 2 か月と記録されているが、私が保管している給与明細書（昭和 63 年 8 月分から同年 11 月分まで）では、3 か月分の厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の回答及び申立人から提出された給与明細書により、同社では、各月に支給した給与から該当する月に係る厚生年金保険料を翌月に控除していたことが確認できるところ、昭和 63 年 11 月分の同明細書（昭和 63 年 10 月出勤分）によると、同年 10 月の保険料を控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人は、A 社を昭和 63 年 10 月 24 日に離職していることが確認でき、申立人の同社に係る厚生年金保険の資格喪失日と符合している。

また、上述の昭和 63 年 11 月分の給与明細書を見ると、所定日数 25 日のうち、出勤日数は 19 日、欠勤日数が 6 日と記載されており、申立人の退職日を同年 10 月 24 日として当時の暦から検証した結果と一致する（日曜日及び祝日を公休日として推定）。

さらに、A 社は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができなかった。

加えて、厚生年金保険法第 14 条及び同法第 19 条によると、事業所を退職した日の翌日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日とし、被保険者期間を計算する場合には、この資格喪失日の前月までを被保険者期間に算入すると規定され

ている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。